

## ギャンブル等依存症対策推進基本計画（平成 31 年 4 月 19 日閣議決定）（抜粋）

## III 予防教育・普及啓発：基本法第 14 条関係

## 8 職場における普及啓発【厚生労働省・総務省】

## 【目標と具体的取組】

厚生労働省は、職場における啓発のため、以下の取組を推進。

- 平成 31 年度中に、産業保健総合支援センターのウェブサイト等を通じてギャンブル等依存症の相談窓口や依存症のリーフレットを周知。加えて、健康保険組合等に対して依存症のリーフレット等を周知し職場への啓発を実施。
- 平成 31 年度中に、産業保健総合支援センター等の関係職員を研修対象に追加。
- 平成 32 年度以降、医療機関、精神保健福祉センター等が参画する包括的な連携協力体制に産業保健総合支援センターが参画し、多機関連携による普及啓発を実施できるよう支援。

## （1）現状

事業場における産業保健対策を支援するために、都道府県単位で産業保健総合支援センターを設置しており、事業場の産業保健スタッフからの相談等に対応している。

産業保健総合支援センターで対応できる相談等（相談件数：年間約 4 万 2,000 件）は、事業場の産業保健スタッフを主な対象として、過労死等の防止のための健康管理対策、うつ病等のメンタルヘルス対策、化学物質の取扱いなどの危険有害業務における健康管理対策等に限られる。現状においては、ギャンブル等依存症の知識を有する専門家がないため、事業場の産業保健スタッフから労働者のギャンブル等依存症について相談が寄せられても対応できる状況はない。

## （2）課題

都道府県単位で設置されている産業保健総合支援センターが、医療機関、精神保健福祉センター等が参画する各地域の包括的な連携協力体制に参画し、事業場の産業保健スタッフから労働者のギャンブル等依存症についての相談が産業保健総合支援センターに寄せられた場合には、相談窓口や依存症のリーフレット等を紹介できるよう、支援する。

## （3）対策

厚生労働省は、平成 31 年度中を目途に、地方公共団体、保健所、労働局、産業保健総合支援センター、健康保険関係団体等において、事業場の産業保健スタッフ等からギャンブル等依存症の相談が寄せられた場合に相談窓口等を紹介できるよう、必要な取組を行うとともに、産業保健総合支援センターのウェブサイト等を通じて、ギャンブル等依存症の相談窓口や依存症のリーフレット等の周知を図る。加えて、健康保険組合等に対して依存症のリーフレット等の周知を行うことにより、職場への啓発を図る。

また、厚生労働省は、平成 32 年度より、産業保健総合支援センターが、医療機関、精神保健福祉センター等が参画する各地域の包括的な連携協力体制に参画し、多機関連携による普及啓発を実施できるよう、支援する。

厚生労働省は、平成 31 年度中に、都道府県等に対して、依存症対策総合支援事業における依存症支援者研修の中で、地域の実情等を踏まえて、産業保健総合支援センター、健康保険関係団体などの関係機関の職員を研修対象に加えることにより、ギャンブル等依存症の知識の向上を図るための取組を実施する。

総務省は、依存症対策総合支援事業の地方負担について、同事業の実施状況等を踏まえつつ、引き続き適切に地方交付税措置を講ずる。